（略）	（略）
第二十号、第二十三号及び第二十四号	七十九万六千円
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十四号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十四号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十四号	六十万九千円
第三十一号、第四十四号、第五十四号及び第六十一号	六十万九千円
第三十二号、第四十五号及び第五十五号	六十万九千円
第三十五号及び第三十六号	百七万七千円
第五十九号及び第百三十三号	六十万九千円
第六十号及び第百三十三号	六十万九千円
第七十六号、第七十七号及び第八十号	四十二万二千円
第百三十三号及び第百四十四号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第八十八号	七十九万六千円
第八十九号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十八号	百七万七千円
第三号及び第八十八号	七十九万六千円

（略）	（略）
第十九号、第二十二号及び第二十三号	七十九万六千円
第二十七号、第四十号、第五十号、第五十七号及び第百四十三号	六十万九千円
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十三号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十三号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号及び第六十号	六十万九千円
第三十一号、第四十四号及び第五十四号	六十万九千円
第三十四号及び第三十五号	百七万七千円
第五十八号及び第百三十二号	六十万九千円
第五十九号及び第百三十二号	六十万九千円
第七十五号、第七十六号及び第七十九号	四十二万二千円
第百三十二号及び第百四十三号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第八十七号	七十九万六千円
第八十八号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十七号	百七万七千円
第三号及び第八十七号	七十九万六千円